

沼津商工会議所ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、会議所ホームページに、有料広告を掲載する場合における必要な事項について定めるものとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第2条 次の各号に該当する広告は掲載できない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 第三者に不利益等をもたらすもの
- (4) 公共性又は公益性を損なうおそれのあるもの
- (5) 会議所ホームページの品位を損なうおそれのあるもの。
- (6) 閲覧者に不快の念を与えるおそれのあるもの。

2 第一項の規定は、広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても準用する。

(広告の規格)

第3条 広告の規格については、掲載位置、サイズ等を考慮して別に定めるものとする。

(申込手続き)

第4条 広告主は、この要領に基づき、バナー広告掲載申込書を、会員サービス課長(以下「所管課長」という)に提出しなければならない。

2 会員サービス課は前項により選定された申込内容を審査し、所管課長の承認を得る。

(広告掲載可否の決定)

第5条 所管課長は、第4条の規定による申込みを受けたときは、広告掲載の可否を決定する。

2 広告の掲載の可否について疑義が生じた場合は、ITスタッフ会議を開催し協議する。

3 所管課長は、広告の掲載の可否について決定を行った場合は、その結果を速やかに申込者に通知する。

(広告掲載の優先順位について)

第6条 広告の掲載は、次の順位によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 会員企業のうち公共性の強いもの
- (3) その他、会員企業のもの

(広告の掲載及び削除)

第7条 会議所ホームページへの広告の掲載及び削除に係る作業は会員サービス課が行う。

2 掲載期間は、原則として3カ月を単位とする。

3 掲載開始日は各始期1日とする。広告原稿・画像の更新に関しては、随時とする。広告主は、更新する広告原稿・画像について所管課長に、持ち込みまたは電子メール等により提出するものとする。

3 バナー広告のリンク先の変更について、広告主は変更日の7日前までに所管課長の了承を得るものとする。

(広告内容等の修正)

第8条 所管課長は、広告の内容等が各種法令またはこの要領等に違反し、あるいはおそれがある、又は誤謬があると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(掲載の取消など)

第9条 所管課長は、次の各号に該当するときは、広告の掲載期間中であっても、広告主及び広告取扱事業者への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき

(2) 第12条の規定による広告内容等の修正を広告主が行わないとき

(3) 広告内容等が、各種法令またはこの要領に違反し、あるいはそのおそれがある、又は誤謬があるときで、第12条の規定によっても解消できないとき

(4) 広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容が、各種法令またはこの要領に違反し、あるいはそのおそれがあるとき

(5) 広告主に商工会議所の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

(6) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき

(7) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

(8) 広告主から書面により、掲載取り下げを申し出たとき

2 前項の規定により広告掲載を取消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないこととする

(広告主の責務)

第 10 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを商工会議所に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は所管課長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。